

明乳争議 「労働組合つぶし・賃金差別許さない 5・10総決起集会」

決議文(案)

株式会社明治(旧明治乳業)において、1960年代後半から続いた「労働組合活動への支配介入及び昇給昇格差別」の是正を求める明治乳業争議団の闘いは、市川工場32人の都労委申立てから38年、全国9事業所32人の申立てからでも29年であり、「日本一長い差別争議」となり人道上も放置できない闘いとなっている。

本日、「5・10総決起集会」に結集した私たちは、明治乳業争議の闘いの歴史と到達点を共有し、全面解決への道筋を「待ったなし」で切り拓く決意を確認した。

明治乳業争議は、大企業における典型的「不当労働行為・差別事件」である。

明治乳業は1960年代後半から企業間競争激化などを理由に、8000人の生産体制から一気に2000人を削減する生産効率5倍化の大「合理化」を動機に、全国主要工場の旺盛な組合活動を敵視し、大企業労働組合の右傾化に暗躍していた反共労務屋組織と結びつき、主要工場に「インフォーマル組織」を一気に結成した。

そして、労働者を「赤組・白組・雑草組」に分断し、赤組の烙印を捺した申立人ら集団に「マル共・民青、生産阻害者」等のレッテルを貼り、昇給昇格差別や仕事差別など人権侵害の限りを尽くす攻撃を、停年退職に至るまで継続したのである。

これまでの明治乳業事件は、「組合間・潮流間差別事件」の審査方法として定着してきた、各年度追加事件の併合を前提とする「大量観察方式にもとづく集団間比較」の審査方法ではなく、市川工場事件では2年度分3事件、全国事件では1年度分1事件だけの単年度審査の指揮が強行されてきた。その結果、年々拡大しながら累積する格差の実態や年度を超えて継続する不当労働行為の全体像が正確に認定・判断されず、異常・不当な命令・判決が続いた。争議団・弁護団・支援共闘会議は、都労委に残留する39事件の闘いを「敗訴の連鎖を断ち切る集大成」と位置づけ、労働委員会に対し差別事件本来の審査方法に基づく指揮を強く求め奮闘している。

さらに、明乳事件の事実認定には重要な到達点がある。2017年1月の全国事件中労委命令は、各事業所の不当労働行為を認定した上で「付言」を特記し、賃金格差の存在は「紛れもない事実」と認め、組合活動を嫌悪する様々な行為も「会社は非難を免れ得ない」と厳しく断罪した。その上で命令は、「当事者双方の互譲による合意をもって紛争の全面解決を目指すべきことは自明の理である」と明記し、殊に会社に対して、「より大局的見地に立った判断が期待される」と強調したのである。

「5・10総決起集会」に結集した私たちは、都労委残留39事件を「敗訴の連鎖を断ち切る」決意で奮闘する争議団を全力で支援し、同時に、株式会社明治及び親会社明治HDに対し、都労委審査を待つまでもなく第三者機関での到達点を真摯に受け入れ、全面解決に向け直ちに話し合いに応じることを強く求めるものである。

2023年5月10日、上記、決議する。